

報告第 27 号

真柴地区産業用地（仮称）造成工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 10 月 24 日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

真柴地区産業用地（仮称）造成工事の請負契約の変更について、市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 10 月 3 日

一関市長 佐藤 善仁

- 1 工 事 名 真柴地区産業用地（仮称）造成工事
- 2 工 事 場 所 一関市真柴字矢ノ目沢地内
- 3 工 事 内 容 産業用地造成工 一式
- 4 契約の相手方 一関市竹山町 6 番 4 号  
株式会社平野組  
代表取締役社長 須田 光 宏

5 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	445,500,000 円	452,657,700 円

## 報告第 27 号 参考資料

### 真柴地区産業用地（仮称）造成工事の変更の概要

雨水貯留槽工の増、進入路工の増、産業用地造成工の減などにより、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額	変更理由
雨水貯留槽工	土留用鋼矢板 無 運搬土量 無	土留用鋼矢板 75 枚 運搬土量 8,500 m <sup>3</sup>	増 14,962,200 円	<p>2号雨水貯留槽設置箇所掘削について、隣接する民有地への影響を防ぎ作業の安全確保を図るため、鋼矢板を設置し土の崩落防止を行った。</p> <p>雨水貯留槽設置箇所掘削により発生した土について、岩手県が発注した旧南光病院建物解体工事の作業用通路の設置に伴い敷地内の別の場所で土質改良作業をすることになったことから、掘削土の運搬移動を行った。</p> <p>その他この工種に関連する数量の見直しなどを行った。</p>
進入路工	残土処理 無 土質改良土搬入量 無 側溝 296m 管渠 19m 集水枿 4か所	残土処理 80 m <sup>3</sup> 土質改良土搬入量 80 m <sup>3</sup> 側溝 303m 管渠 28m 集水枿 5か所	増 1,794,100 円	<p>進入路箇所を掘削したところ、路床に適さない軟弱土があったことから処分し、土質改良した敷地内の土と入れ替えた。</p> <p>現地精査の結果により排水計画の見直しを行い、側溝等を増工した。</p> <p>その他この工種に関連する数量の見直しなどを行った。</p>
一般国道 284 号排水構造物工	構造物撤去 32 m <sup>3</sup>	構造物撤去 45 m <sup>3</sup>	増 269,500 円	<p>コンクリート構造物の処分量等を、実績に応じ変更した。</p>

産業用地造成 工	土質改良 26,600 m <sup>3</sup> ※石灰添加量 30 kg/m <sup>3</sup> 残土処理 2,840 m <sup>3</sup> ※運搬距離 15.5km 掘削土量 23,100 m <sup>3</sup> 抜根材 320 t	土質改良 25,800 m <sup>3</sup> ※石灰添加量 35 kg/m <sup>3</sup> 残土処理 2,330 m <sup>3</sup> ※運搬距離 7.5 km 掘削土量 21,100 m <sup>3</sup> 抜根材 134 t	減 9,868,100 円	<p>土質改良のための石灰添加量について、工事着手後に再調査を行った結果、土の締固め密度が確保できなかったため増加した。</p> <p>盛土に適さない土の搬出先について、当初計画より造成地の近くに確保できたことから、運搬距離を変更した。</p> <p>立地予定企業との協議により立木の一部を残すこととしたため、掘削面積が減少し、掘削土量、土質改良土量、残土処理量及び抜根材処分量が減少した。</p> <p>その他この工種に関連する数量の見直しなどを行った。</p>
計			増 7,157,700 円	

議案第95号

一 関市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

一 関市保育所条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年10月24日提出

一関市長 佐藤 善仁

一 関市保育所条例等の一部を改正する条例

(一関市保育所条例の一部改正)

第1条 一関市保育所条例(平成17年一関市条例第101号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松川保育園</td> <td>一関市東山町松川字台12番地3</td> </tr> <tr> <td>川崎保育園</td> <td>一関市川崎町薄衣字上段46番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		松川保育園	一関市東山町松川字台12番地3	川崎保育園	一関市川崎町薄衣字上段46番地1	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松川保育園</td> <td>一関市東山町松川字台12番地3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		松川保育園	一関市東山町松川字台12番地3	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
松川保育園	一関市東山町松川字台12番地3																		
川崎保育園	一関市川崎町薄衣字上段46番地1																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
松川保育園	一関市東山町松川字台12番地3																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

(一関市立こども園条例の一部改正)

第2条 一関市立こども園条例(平成23年一関市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
一関市立室根こども園	一関市室根町折壁字八幡沖 373 番地 1
[略]	

第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
一関市立室根こども園	一関市室根町折壁字八幡沖 373 番地 1
<u>一関市立川崎こども園</u>	<u>一関市川崎町薄衣字上段 46 番地 1</u>
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の一関市立こども園条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

位 置 図

